

道路反射鏡（カーブミラー）設置要望における要否判定基準

上峰町 建設課

1 趣旨

この基準は、各地区からの道路反射鏡（以下、カーブミラーという。）の設置要望に対し、その必要性について同一の基準で、公正かつ適切に判断するための目安として定めたものです。

2 はじめに

この基準は、上峰町が道路管理者として、カーブミラーを設置する場合に適用します。

カーブミラーは、建物や壁等により見通しの悪い交差点やカーブにおいて、自動車の運転者が直接目視での確認が困難な場合に、事故防止を目的に、安全確認の補助施設として設置するものです。

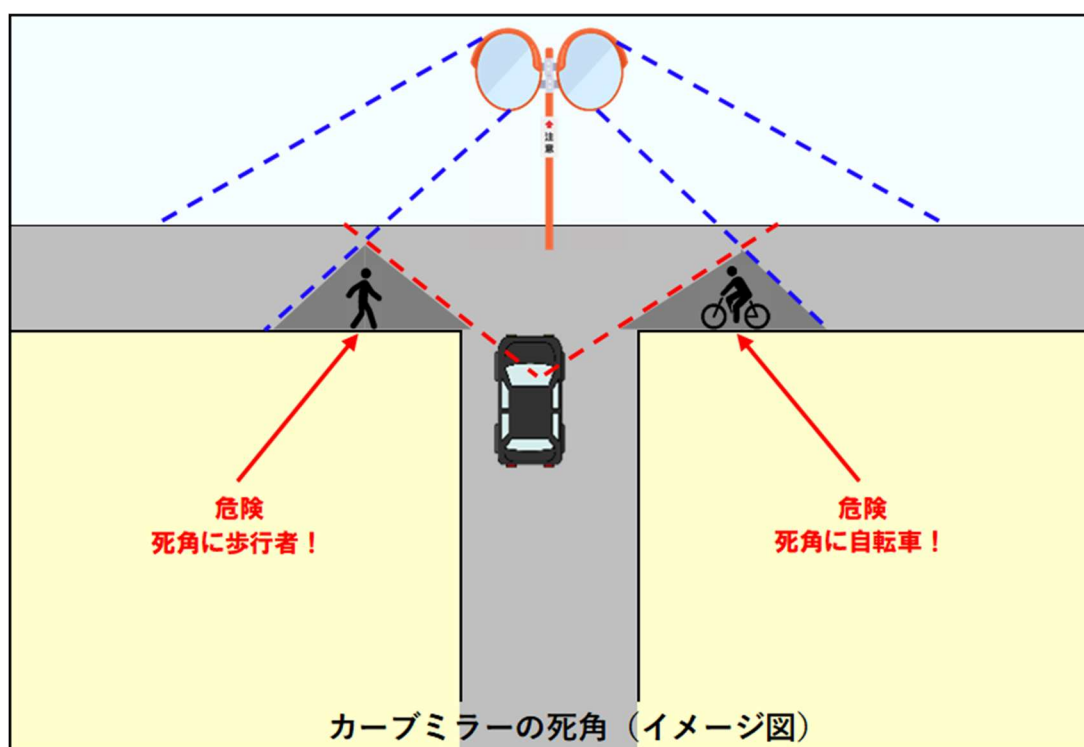
カーブミラーには、死角が生じるなどのデメリットがいくつか存在し、カーブミラーを過信し、目視による確認等を怠るなどの危険運転により、交通事故を誘発する恐れがあることから、設置については慎重に判断しております。

あくまで安全確認の「補助施設」であり、運転者自身の直接目視が原則であることを十分にご理解をお願いします。

3 カーブミラーの特性について

カーブミラーには、運転席から見えない自動車などを確認できるメリットがある一方で、次のようなデメリットがあります。

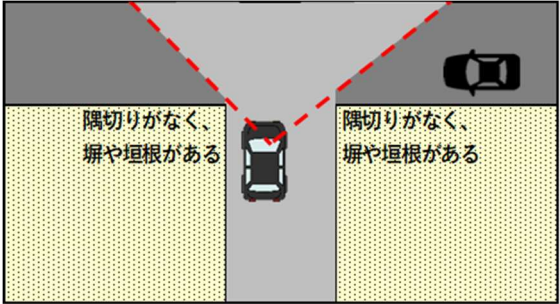
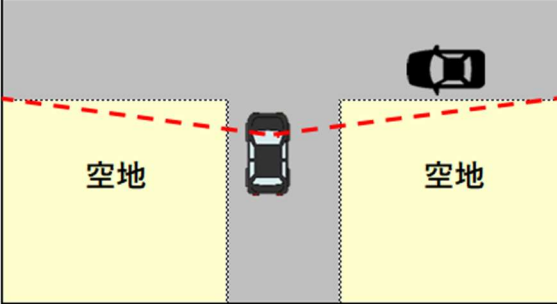
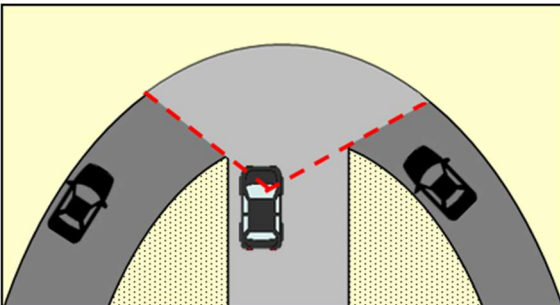
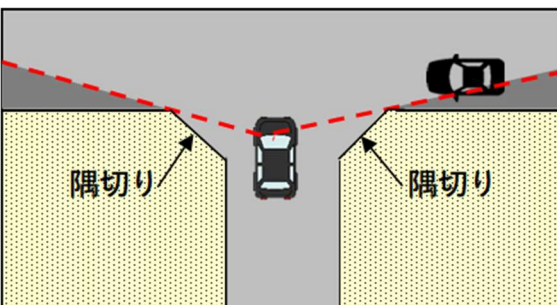
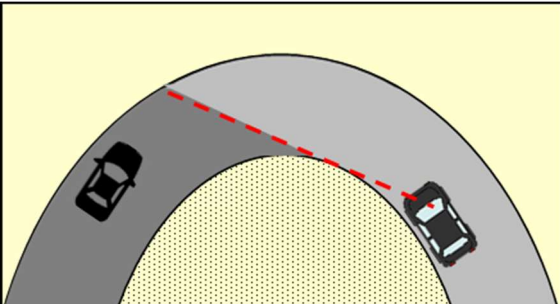
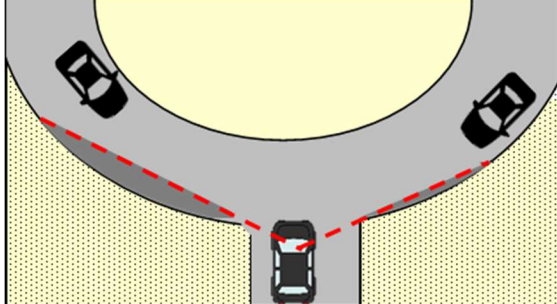
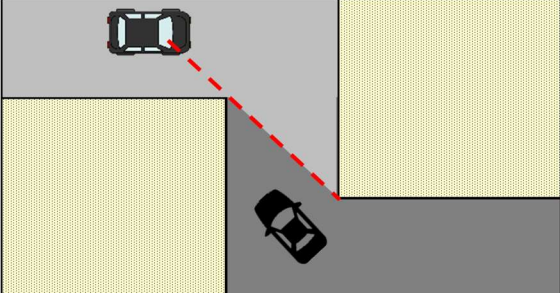
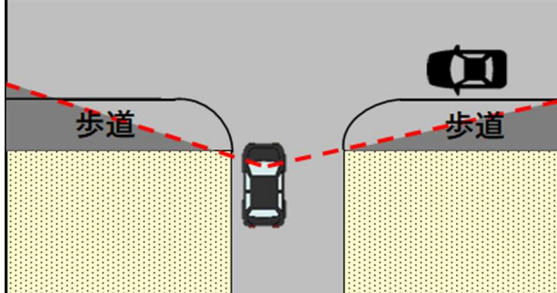
- ① カーブミラーでは見えない部分（死角）が必ず生じるため、死角から出てくる歩行者や自転車の発見が遅れることがある。
- ② カーブミラーに映る自動車は小さく見え、遠くに感じやすいため、速度感・距離感がつかみづらい。
- ③ カーブミラーには左右が反転して映るため、手前と奥が逆に見え混乱を招きやすい。
- ④ 接近する車がないことが遠くから確認できるため、通過速度の上昇や一時停止違反を招きやすい。



4 カーブミラーの設置基準について

カーブミラーには前記のような特性があるため、地区からの要望に応じて現地を調査し、直接目視での安全確認が困難な場所であることを確認したうえで設置を検討しています。そのため、直接目視での安全確認が可能な箇所については、設置のご要望に沿えないことがあります。

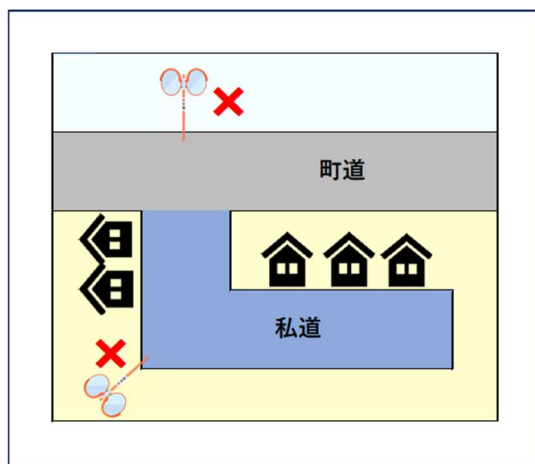
(1) 一般的な設置の判断基準

設置の検討する例 ○	設置しないと判断する例 × (法令に定められた通行を行えば危険が除去できる)
① 民地内の塀や垣根等により、見通しを確保できない場合 	① 空地等の土地の利用形態により、見通しが確保できている場合 
② 内へカーブしており、見通しが確保できない場合 	② 隅切りがあり、見通しが確保されている場合 
③ 急カーブで、見通しが確保できない場合 	③ 外へカーブしており、見通しが確保されてある場合 
③ 屈曲部で、見通しが確保できない場合 	④ 歩道があり、一時停止や徐行をして歩道部分へ進むことにより、見通しを確保できる場合 

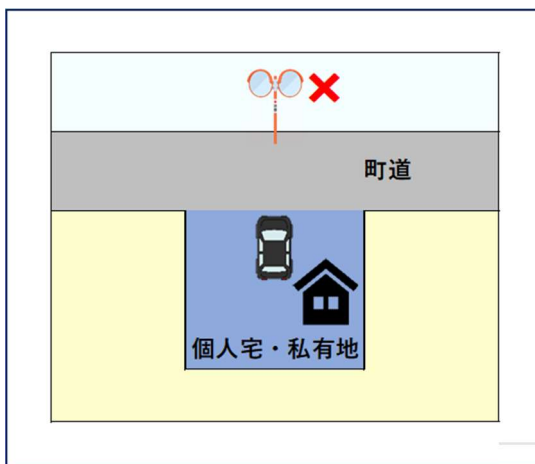
(2) 町でカーブミラーを設置できない場合

次の箇所については、利用者や受益者が限定されるため町では原則設置できません。

① 私道と町道の交差点及び私道内



② 個人宅や事業所、施設等からの出入口



③ 駐車場にある自動車等の可動物が原因で見通しが悪い場所



(3) カーブミラーの移設及び撤去について

一般住宅の建替え等に伴いカーブミラーの移設が必要になったときは、原因者において移設をお願いします。設置場所については道路管理者と協議のうえ決定します。

また、道路環境等の変化により、カーブミラーの必要性がなくなった場合は、そのカーブミラーを撤去します。

(4) カーブミラーの設置後について

設置したカーブミラーが、車両接触等の原因で見通しが悪い場合は、建設課までご連絡をお願いします。現地を確認し、角度調整等の対応を行い改善します。

5 カーブミラーの設置要望について

カーブミラーの設置は、メリットがある一方、デメリットもあることから地域の総意が必要だと考えています。基本的には、お住まいの地区の区長を通じて、建設課へ要望していただくようお願いします。

区長におかれましては、カーブミラーを設置することにより発生する危険性（交通事故を誘発する、交通ルール無視を助長する）に十分御留意いただくようお願いします。

※事故が起きたという理由だけでは、カーブミラーの設置理由となりません。
事故はあくまでも運転者の責任であり、安全運転を行う義務があります。